

ご旅行条件書

(本書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。)

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行はアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(以下「当社」といいます。)が手配するものであり、お客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、アメリカン・エクスプレス・ジャパン株式会社(当社の旅行業者代理業者)は、当社との旅行業者代理業業務委託契約に基づき当社を代理してこの旅行のお客様との旅行契約の締結等の代理業務を行います。
- (2) 当社はおお客様の依頼により、お客様のために代理・媒介又は取次をすること等により、お客様が当該旅行の日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に対して支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)を申し受けます。また手配毎に別途明示したときは、当社所定の旅行業務取扱料金(以下、「取扱料金」といいます。)を申し受けます。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適當の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、手配毎に別途明示したときの当社所定の取扱料金を支払わなければなりません。
- (5) 当社は、旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を日本国内又は日本国外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。
- (6) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部によります。

2. 旅行の種類

「国内旅行」とは、本邦内のみ旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3. お申込みと契約成立

- (1) 当社は、お客さまのご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込みを、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金を添えて提出することで受けます。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2) 前項にかかわらず、当社は、アメリカン・エクスプレスのカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受ける」ことを条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けます。(以下「通信契約」といいます。)申込み時には「会員番号・カード有効期限」等を当社に通知していただきます。この場合、手配する旅行サービスを提供する運送・宿泊機関等が求めるものを別として、お申込金は不要です。また、通信契約による旅行契約は、当社がお申込みの受諾を電話、Eメール及びFAXで通知する場合はその通知がお客様に到着した時に成立します。
- (3) 「カード利用日」とは、お客様又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。旅行代金(旅行費用並びに当社所定の取扱料金をいいます。以下同じ。)のカード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。

4. お申込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意が必要です。

- (2) 高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を害していらっしゃる方、妊娠中の方、障がいをおもちの方等で特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。また、旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるときや、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、また風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったときは、お申込みをお断りすることがあります。
- (4) お客様のアメリカン・エクスプレスのカードがご利用いただけないとき、又はお客様がアメリカン・エクスプレスのカードにより決済すべき「お支払い対象旅行費用」等に係る債務の額が、アメリカン・エクスプレスのカードのご利用限度額を超えるときには、お申込みをお断りすることがあります。
- (5) 特別の条件や資格を要する旅行サービスをお申込みの場合で、その条件に合致しない、又は資格を有しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (6) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

5. 書面のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。契約書面は、本旅行条件書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該書面を交付しないことがあります。
- (2) 前項本文の書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該書面に記載するところによります。また、旅行代金に含まれるものは交付する書面に記載し、記載のないものは原則として旅行代金に含まれません。書面を情報通信の技術を利用する方法により交付した場合も同様です。

6. 旅行代金のお支払いと額の変更

- (1) 第3項(1)の方法でお申込みを受けた場合の残金、又は第3項(2)の方法でお申込みを受けた場合の旅行代金は、アメリカン・エクスプレスのカードでお支払いいただきます。ただし、当社が認めた場合、支払金額の全額又は一部を、当社が運用するポイント・プログラム等でお支払いいただき、残額のみをアメリカン・エクスプレスのカードでお支払いいただくことができます。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきものと旅行代金として収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算をします。

7. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。(予防接種証明書については、第14項「保健衛生について」もご参照ください。)

8. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、当社は、

旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用、及び変更手配毎に当社が別途明示したときは当社所定の変更手続料金を申し受けます。

9. 旅行契約の解除

(1) お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

1. お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
2. 未提供の旅行サービスに係る取消料、違約料その他サービス提供機関の未払い費用
3. 当社が別途明示したときの当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

1. お客様が第6項(1)の方法にて所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。
2. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は旅行契約を解除します。
3. お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるときや、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、また風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。
4. 本項により契約を解除するときは、未提供の旅行サービスに係る取消料、違約料その他サービス提供機関の未払い費用、並びに当社が別途明示したときの当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金はお客様の負担とさせていただきます。

(3) 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金をお客様に払い戻します。

10. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成者」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1) 当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成者の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成者の名簿を提出していただきます。
- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成者の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成者の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

11. 当社の責任

- (1) 当社の責任の範囲は、第 1 項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (3) お客様が次に掲げるような事由により、損害を被られた場合については、原則として本項(2)の責任を負うものではありません。
 1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 2. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 3. 官公署の命令
 4. その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由
- (4) 手荷物について生じた本項(2)の損害については、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては 14 日以内に、海外旅行にあつては 21 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお 1 人あたり最高 15 万円まで(当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

12. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めていただきます。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にお申し出ください。

13. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されていることがあります。詳しくは「外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でご確認ください。また、旅行日程・滞在先・連絡先等を登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ / オンライン在留届 :<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>」へのご登録をお勧めします。

14. 保健衛生について

渡航先(国又は地域)によっては、予防接種証明書の取得が必要な場合がありますので、その確認、取得はお客様の責任で行っていただきます。なお、渡航先の衛生状況や予防接種に関する情報については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

15. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、お客様がカード入会申込書等に記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先、勤務先、家族情報、住居状況等、及びお客様が入会申込時並びに入会後に当社に対して届け出た事項、お客様の同意に基づき、運送・宿泊機関等及びレストラン等のサービス提供会社から当社へ提供されたメンバーシップ番号等の情報並びにお客様が旅行のお申込の際に提供した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、旅行サービスの手配等のために運送機関・宿泊機関等及

び手配代行者(必要な場合に限りです。)に対し提供します。

- (2) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社ホームページ (<https://www.americanexpress.com/jp>) でご確認ください。

16. その他

当社を通じて予約された旅行サービスを営利目的で利用又は転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく旅行契約を解除することがあります。

17. 約款準拠

本書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約)に定めるところによります。

会社名	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド
旅行業登録	観光庁長官登録旅行業第 17 号
所属旅行業協会名	一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員
所在地	東京都杉並区荻窪 4-30-16
旅行業務取扱管理者	山内啓太 田中勇人

当社の旅行業者代理業者

会社名	アメリカン・エクスプレス・ジャパン株式会社
旅行業登録	東京都知事登録旅行業者代理業第 11069 号
所属旅行業協会名	一般社団法人日本旅行業協会(JATA)協力会員
所在地	東京都杉並区荻窪 4-30-16
旅行業務取扱管理者	橋本美希 寶居彩子 伊藤さちこ
所在地	大阪府大阪市北区堂島浜 1-2-1
旅行業務取扱管理者	内田 剛 日野英明

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。ご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく表記の取扱管理者にご質問ください。